

平成26年度における東北地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月10日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成26年度における書面調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,160名（製造委託等^(注1)1,544名、役務委託等^(注2)616名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者8,700名（製造委託等7,109名、役務委託等1,591名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	東 北	全 国	東 北
平成26年度		38,982	2,160	213,690	8,700
	製造委託等	25,935	1,544	152,504	7,109
	役務委託等	13,047	616	61,186	1,591
平成25年度		38,974	1,984	214,044	8,444
	製造委託等	26,217	1,408	148,332	6,192
	役務委託等	12,757	576	65,712	2,252
平成24年度		38,781	2,441	214,042	8,216
	製造委託等	23,656	1,577	146,267	6,119
	役務委託等	15,125	864	67,775	2,097

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は319件（製造委託等227件、役務委託等92件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが317件（製造委託等225件、役務委託等92件）、下請事業者等からの申告によるものが2件（製造委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は309件（製造委託等220件，役務委託等89件）であり，このうち292件（製造委託等211件，役務委託等81件）について指導を行っている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数				処理件数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計			
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844	
	東北	317	2	0	319	0	292	292	17	309	
	製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		東北	225	2	0	227	0	211	211	9	220
	役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		東北	92	0	0	92	0	81	81	8	89
平成25年度	全国	5,418	59	1	4,949	10	4,949	4,959	466	5,425	
	東北	330	1	0	331	1	277	278	57	335	
	製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
		東北	225	1	0	226	1	188	189	39	228
	役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
		東北	105	0	0	105	0	89	89	18	107
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882	
	東北	304	4	0	308	1	258	259	44	303	
	製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
		東北	209	2	0	211	1	183	184	25	209
	役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
		東北	95	2	0	97	0	75	75	19	94

□(注) 勧告又は指導を行った事件の中には，製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると，延べ合計で391件となっており，このうち，製造委託等に係るものが275件，役務委託等に係るものが116件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は237件（類型別件数の延べ合計の60.6%）となっており，このうち，製造委託等に係る

ものが170件、役務委託等に係るものは67件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は154件（類型別件数の延べ合計の39.4%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が131件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の85.1%）、②下請代金の減額が10件（同6.5%）、③買ったたきが10件（同6.5%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は105件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が86件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の81.9%）、②買ったたきが10件（同9.5%）、③下請代金の減額が6件（同5.7%）等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は49件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が45件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の91.8%）、②下請代金の減額が4件（同8.2%）となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反												合計		
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計			
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	東北	217	20	237	0	131	10	0	10	0	0	2	1	0	0	154	391	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		東北	158	12	170	0	86	6	0	10	0	0	2	1	0	0	105	275
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		東北	59	8	67	0	45	4	0	0	0	0	0	0	0	0	49	116
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	東北	241	50	291	2	93	12	0	1	8	3	4	2	3	0	128	419	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		東北	171	34	205	2	49	12	0	1	5	3	4	2	2	0	80	285
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		東北	70	16	86	0	44	0	0	0	3	0	0	0	1	0	48	134
平成24年度	全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029	
	東北	229	38	267	0	71	11	0	4	0	0	10	0	0	0	96	363	
	製造委託等	全国	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
		東北	162	22	184	0	48	9	0	4	0	0	9	0	0	0	70	254
	役務委託等	全国	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
		東北	67	16	83	0	23	2	0	0	0	0	1	0	0	0	26	109

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成 26 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 14 名から、下請事業者 188 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 245 万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 136 名に対し、101 万円の減額分を返還した（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
	平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名
東北		8 名	136 名	101 万円
平成 25 年度	全国	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
	東北	7 名	92 名	1 億 8621 万円
平成 24 年度	全国	120 名	6,540 名	39 億 5548 万円
	東北	5 名	350 名	2224 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 52 名に対し、144 万円の遅延利息を支払った（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
	平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名
東北		6 名	52 名	144 万円
平成 25 年度	全国	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	東北	9 名	72 名	33 万円
平成 24 年度	全国	98 名	2,887 名	14 億 7296 万円
	東北	4 名	30 名	17 万円

第 2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成 26 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基

礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

東北事務所は、平成 26 年度において、当該講習会を 6 会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定めているところ、東北事務所は、東北経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。

平成 26 年度は、当該講習会を 6 県 6 会場（うち公正取引委員会主催分 3 県 3 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

東北事務所は、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 26 年度においては、166 件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

東北事務所は、平成 26 年度において、2 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 27 年 3 月時点における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員は 17 名である。

平成 26 年度においては、下請取引等改善協力委員から各地域における下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

東北事務所では、事業者等からの下請法等に関する相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 26 年度においては、事業者団体に対し、講師派遣を 1 回行うとともに、下請法等に関する資料を提供した。

平成26年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

業種	違反行為の概要
生産用機械器具 製造業	工作機械等の部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日検収締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長23日の支払遅延が生じることとなった。
はん用機械器具 製造業	工作機械等の部品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、下請代金を「毎月末日検収締切、翌月28日支払」の支払制度に基づき、下請代金の支払期日から105日後に現金で支払う方法を採用しているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長135日の支払遅延が生じることとなった。
その他の生活関連 サービス業	旅行の手配を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、自社の売上調整を理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
映像・音声・文 字情報制作業	自社発行のフリーペーパーに掲載する記事の作成を下請事業者へ委託しているD社は、当該フリーペーパーの発行日を基準にして、「毎月末日締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
生産用機械器具 製造業	機構部品を構成する部品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日検収締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長21日の支払遅延が生じることとなった。

(注) 「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

業種	違反行為の概要
生産用機械器具 製造業	機械器具部品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請代金の支払について手形払と定めているが、下請事業者から希望がある場合には、それ以降手形の交付による支払に代えて常に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者へ支払うべき下請代金の額から手形期間分の割引料相当分として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

業 種	違反行為の概要
はん用機械器具製造業	工作機械等の部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、「値引協力金」として、一定額を下請代金の額から減じていた。
電気機械器具製造業	電気機械器具等の部品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
廃棄物処理業	受注した施設の維持管理を下請事業者に委託しているI協同組合は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

3 買ったたき(第4条第1項第5号)

業 種	違反行為の概要
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせたにもかかわらず、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
印刷・同関連業	チラシの封入作業等を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者と十分な協議を行わず、自社の予算単価を基準として一方的に下請代金の額を定めていた。

4 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

業 種	違反行為の概要
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える(145日)手形を交付していた。

5 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)

業 種	違反行為の概要
飲食料品卸売業	食料品の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、自社が開催するキャンペーンへの協力として協賛金を要請し、提供させていた。また、同社は、下請事業者に支払うべき下請代金の額から物流費として、下請事業者に具体的な算出根拠を明確にすることなく、費用の負担を要請し、負担させていた。